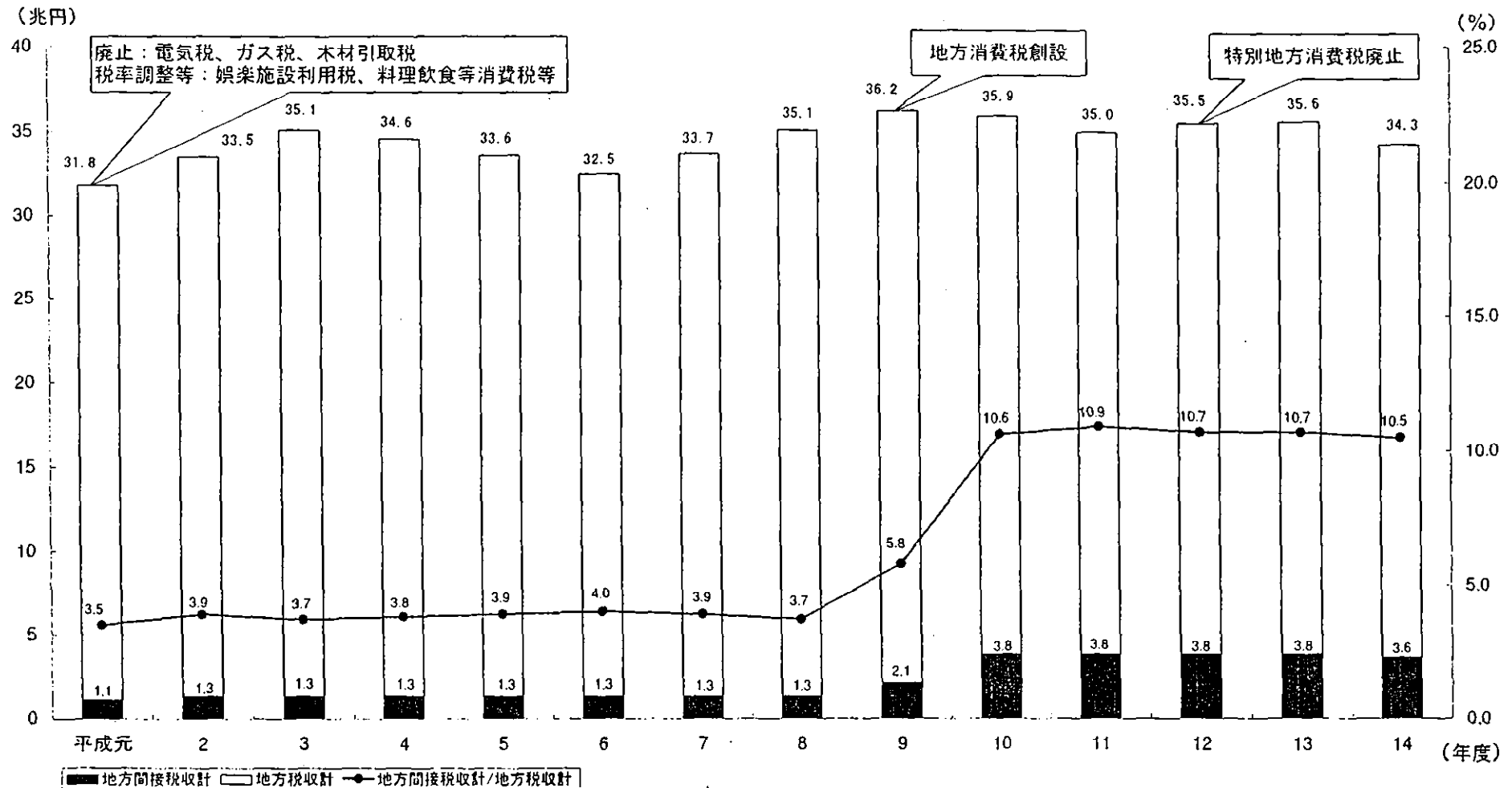


〔平 14. 5. 24〕
〔総 2 7 - 5〕

地 方 税 関 係 資 料

（ 地 方 消 費 税 関 係 ）

地方税収、地方間接税収及び地方税収に占める地方間接税収の割合の推移



(注) 1 税収については、12年度までは決算額、13年度及び14年度は地方財政計画額による。
2 「地方間接税」とは、地方消費税、特別地方消費税及びゴルフ場利用税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税である。

地方消費税の概要

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成12年度決算額 2兆5, 282億円 平成14年度地方財政計画額 2兆4, 333億円

※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」＜平成9年6月1日現在＞と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 ＜平成11年11月15日現在＞の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」＜平成12年10月1日現在＞	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」＜平成12年10月1日現在＞	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 2